

# お知らせ & ご案内



## 重心・母子受給者証の更新について

重心・母子の受給者証の有効期限が近くなりました。

6月15日(月)～6月30日(火)までに、各総合支所住民課で更新手続きを行ってください。

## 問い合わせ先

|        |         |
|--------|---------|
| 弓削総合支所 | 77-2500 |
| 岩城総合支所 | 75-2500 |
| 生名総合支所 | 76-3000 |
| 魚島総合支所 | 78-0011 |

## 教科書展示会開催

平成21年度教科書展示会を次のとおり開催いたします。

今年度は、平成22年度使用中学校用教科用図書の採択替えの年度となっており、子どもたちが来年度より使用する教科書をぜひ手にとってご覧になっていたきたいと思えます。

なお、一般の方も自由にご覧いただけます。

■期間 6月19日(金)

7月2日(木)  
■時間 午前8時30分～午後5時  
■会場 せとうち交流館(朗読室)  
※閉館日はありません。

## 最新のIT情報・機器に触れるチャンス!

### ■イベント名

えひめITフェア2009

### ■開催日時

6月12日(金)・13日(土)  
午前10時～午後5時

### ■開催場所

アイテムえひめ(松山市)

### ■内容

◎10周年記念イベント(IT技術10年の歩み パネル・製品展示)  
(10周年記念パネルディスプレイスカッシュ)  
◎《愛媛のIT未来への飛躍》  
◎スペシャルイベント(ゲームコーナー)(古いコーナー)(健康チェックコーナー)など

### ■お問合せ

えひめITフェア運営事務局  
TEL 089-946-8618  
ホームページアドレス  
<http://www.dpc-net.co.jp/it-fair/>

## 子どもゆめ基金助成事業

# 第30回青少年国際交流キャンプ 参加者募集!

富士山麓のキャンプ場で、全国から集まる日本人青少年と外国人青少年が活動・生活を共にし、国際感覚を身につけ、言葉を越えた交流を深めることを目的としています。

【期間】 7月30日～8月3日(4泊5日)

【場所】 山梨県山中湖村営キャンプ場

【定員】 日本人110人、外国人40人  
(小学4年生～中学3年生)

【内容】 富士登山、ワイドゲーム、レクリエーション、野外炊飯、アンダースタースリーピングなど

【締切】 7月4日(土)

【問合せ・資料請求先】

文部科学省所管(財) 国際青少年研修協会

TEL 03-3359-8421

メール info@kskk.or.jp

〒160-0004

東京都新宿区四谷2-11 大村ビル3階

ホームページ <http://www.kskk.or.jp>

## 5月30日～6月5日は 全国ごみ不法投棄監視ウィーク

環境への負荷が少ない「循環型社会」の実現には、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rの推進とともに、廃棄物の適正処理の確保が重要であり、その確保を妨げる不法投棄問題は、早急に解決を図らなければならない重要な課題となっています。

5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までの「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を契機に、今後は監視活動の強化などにより、不法投棄を発生させない環境づくりを地域ぐるみで推進していきましょう。

もし、不法投棄を発見した場合は、投棄者と直接接せず、情報(日時、場所、性別、投棄物の種類・量、車の車種・ナンバーなど)を記録して、各総合支所の環境衛生担当係までご連絡ください。

### 【連絡先】

|             |             |
|-------------|-------------|
| 弓削総合支所生活事業課 | TEL 77-2500 |
| 生名総合支所住民課   | TEL 76-3000 |
| 岩城総合支所住民課   | TEL 75-2500 |
| 魚島総合支所住民課   | TEL 78-0011 |

# 少年犯罪によって被害を受けた方のための新しい制度

平成20年12月15日から、少年犯罪によって被害を受けた方のために、新たに「少年審判の傍聴」と「審判状況の説明」の制度が設けられました。

## 少年審判の傍聴

○ 少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害等）や交通事故（自動車運転過失致死傷等）などによって被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合、被害を受けた方やご遺族の方などは、申出により、少年審判の傍聴を許される場合があります。

## 審判状況の説明

○ 少年犯罪によって被害を受けた方やご遺族の方などは、申出により、審判期日で行われた手続などについて説明を受けることができます。

\* 具体的には、審判期日の日時・場所、審判経過、少年や保護者の陳述要旨、処分結果等を指します。

## その他の被害を受けた方のための制度

### 事件記録の閲覧・コピー

○ 事件の記録を見たり、コピーしたりすることができます。

### 意見陳述

○ 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、お気持ちや事件についての意見を述べるすることができます。

### 審判結果の通知

○ 少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。

◎ 詳しくは、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) の「少年事件で被害にあわれた方のための制度」をご覧ください。

# しまなみ海道10周年記念

## 「自転車でしまなみ海道をわたろう！」キャンペーン

～先着1万名様に自転車通行料クーポン券無料配布～

本州四国連絡高速道路(株)のしまなみ海道10周年記念「しまなみサイクリングクーポン」の発売に合わせ、記念事業期間中の観光客の一層の誘客・周遊を促進するため、下記のとおり、サンライズ糸山のレンタサイクル利用者のうち先着1万名様に、自転車通行料クーポン券を無料配布する「自転車でしまなみ海道をわたろう！キャンペーン」を実施しますのでお知らせします。

- 実施主体 しまなみ海道10周年記念事業愛媛県実行委員会
- 実施内容 「サンライズ糸山」のレンタサイクル利用者のうち、先着10,000名に本州四国連絡高速道路(株)の販売する「しまなみサイクリングクーポン（250円）」券を無料配布する。（経費は実行委員会負担）
- 実施時期 21年5月1日（金）～10月25日（日）  
※但し、配布枚数が1万枚に達したところで終了
- 実施場所 今治市サイクリングターミナル「サンライズ糸山」  
（今治市砂場町2-8-1 TEL 0898-41-3196）



※しまなみ海道10周年記念「しまなみサイクリングクーポン」の詳細は、本州四国連絡高速道路(株)〈TEL:078-291-1000（代表）〉 <http://www.jb-honshi.co.jp/>にお問い合わせください。

# 頑張れ！ 愛媛 F C & 愛媛 M P

## 愛媛のチーム みんなのチーム

愛媛県で誕生した地域密着型のプロスポーツチーム『愛媛 F C（サッカー：J2リーグ）』と『愛媛マンダリンパイレーツ（野球：四国・九州アイランドリーグ）』を県民総ぐるみで地域資源として積極的に活用することを目的に、県内20市町が加入する「愛媛県プロスポーツ地域振興協議会」が発足し、上島町もその一員として、両チームを応援しています。

### 愛媛 F C

愛媛 F C の J2 リーグ 4 年目のシーズンが開幕しました。  
今季のスローガンは、『E-spirit（愛媛魂）～EHIME ひとつになって闘う～』です。  
皆さんもスタジアムに行ってお応援しましょう。



### 2009 愛媛 F C ファンクラブ

#### 会員募集

- 年会費 一般 3,000円+デポジット500円  
ジュニア（小学生以下）1,000円
- 特典 ①チケット当日券割引（前売価格にて）②グッズ割引（約10%OFF）③ファンクラブ通信『たより』の発行（年2回）④オフィシャルイヤーズブックプレゼント！⑤サポートショップ加盟店での優待サービス⑥記念グッズプレゼント⑦愛媛FCファンクラブカード発行⑧ホームゲーム開催時『い〜カード』電子マネー3,000円を抽選でプレゼント⑨試合会場イベントへの参加権
- 問合せ先 株式会社愛媛 F C TEL 089-905-8882 Fax 089-905-8883  
愛媛 F C ホームページ <http://ehimefc.ecgo.jp/>

### 愛媛マンダリンパイレーツ

昨年は後期優勝。今シーズンは、「ファンとともに、地域とともに総合優勝と日本一」をめざしています。皆さんも球場に行ってお応援しましょう。



### 2009 年度愛媛マンダリンパイレーツ後援会

#### 会員募集

- 特典
- 【個人一般会員】年会費；5,000円、入会特典；①観戦ご招待券3枚②会員限定オリジナルタオル1枚③会員限定・特製「2009パイレーツ選手読本」1冊④会員証カード
- 【個人プレミアム会員】年会費；10,000円、入会特典；①観戦回数チケット（7枚綴り）1セット②会員限定オリジナルタオル1枚③会員限定・特製「2009パイレーツ選手読本」1冊④会員証カード
- ※その他にも、法人会員・特別会員があります。
- ※会員期限／平成21年度会員（入会お申込受付～平成21年12月31日）
- 問合せ先 愛媛マンダリンパイレーツ後援会事務局 TEL 089-914-8102  
Fax 089-914-8103  
愛媛マンダリンパイレーツホームページ <http://www.m-pirates.jp/>



## 皆さんも一緒に応援しましょう！

## 平成21年度国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験

### ■受験申込書請求先

人事院四国事務局、高松国税局及び各税務署

### ■受験申込受付期間

平成21年6月23日(火)～6月30日(火)

### ■受験資格

昭和63年4月2日～

平成4年4月1日生まれの方

### ■試験日

| 試験区分  | 試験日                    | 試験地             | 試験種目           |
|-------|------------------------|-----------------|----------------|
| 第1次試験 | 9月6日(日)                | 徳島市、高松市、松山市、高知市 | 教養試験・適性試験・作文試験 |
| 第2次試験 | 10月15日～10月22日のうち指定する日時 | 第1次合格通知書で指定する場所 | 人物試験・身体検査      |

### ■受験申込先

人事院四国事務局 〒760-0068

高松市松島町1-17-33 TEL 087-831-4765

## 6月の潮汐表

| 日     | 潮 | 高 潮   |     |       |     | 低 潮   |     |       |     |
|-------|---|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|       |   | 時刻    | 潮位  | 時刻    | 潮位  | 時刻    | 潮位  | 時刻    | 潮位  |
| 1(月)  | 小 | 5:24  | 320 | 17:54 | 283 | 11:47 | 114 | —     | —   |
| 2(火)  | 長 | 6:27  | 311 | 19:13 | 295 | 0:01  | 110 | 12:55 | 100 |
| 3(水)  | 若 | 7:26  | 306 | 20:22 | 314 | 1:20  | 122 | 13:57 | 81  |
| 4(木)  | 中 | 8:19  | 305 | 21:21 | 332 | 2:31  | 126 | 14:50 | 62  |
| 5(金)  | 中 | 9:06  | 304 | 22:11 | 348 | 3:32  | 127 | 15:37 | 46  |
| 6(土)  | 中 | 9:49  | 303 | 22:57 | 358 | 4:23  | 127 | 16:20 | 35  |
| 7(日)  | 大 | 10:28 | 301 | 23:38 | 362 | 5:08  | 129 | 16:58 | 29  |
| 8(月)  | 大 | 11:04 | 298 | —     | —   | 5:49  | 133 | 17:35 | 30  |
| 9(火)  | 大 | 0:15  | 361 | 11:39 | 294 | 6:26  | 138 | 18:09 | 35  |
| 10(水) | 大 | 0:50  | 356 | 12:12 | 289 | 7:01  | 142 | 18:41 | 44  |
| 11(木) | 中 | 1:24  | 348 | 12:46 | 283 | 7:34  | 147 | 19:14 | 57  |
| 12(金) | 中 | 1:57  | 339 | 13:23 | 276 | 8:08  | 149 | 19:48 | 72  |
| 13(土) | 中 | 2:31  | 328 | 14:04 | 270 | 8:44  | 150 | 20:25 | 89  |
| 14(日) | 小 | 3:08  | 318 | 14:54 | 263 | 9:24  | 148 | 21:08 | 108 |
| 15(月) | 小 | 3:49  | 307 | 15:57 | 259 | 10:10 | 144 | 21:59 | 127 |
| 16(火) | 小 | 4:37  | 298 | 17:14 | 261 | 11:05 | 135 | 23:04 | 145 |
| 17(水) | 長 | 5:32  | 292 | 18:34 | 273 | —     | —   | 12:05 | 122 |
| 18(木) | 若 | 6:31  | 289 | 19:47 | 294 | 0:22  | 157 | 13:08 | 103 |
| 19(金) | 中 | 7:30  | 292 | 20:48 | 321 | 1:42  | 160 | 14:06 | 79  |
| 20(土) | 中 | 8:25  | 299 | 21:42 | 347 | 2:53  | 154 | 15:00 | 54  |
| 21(日) | 中 | 9:16  | 309 | 22:31 | 371 | 3:51  | 144 | 15:49 | 30  |
| 22(月) | 大 | 10:05 | 320 | 23:17 | 390 | 4:42  | 132 | 16:37 | 10  |
| 23(火) | 大 | 10:52 | 330 | —     | —   | 5:28  | 121 | 17:22 | —3  |
| 24(水) | 大 | 0:02  | 400 | 11:39 | 337 | 6:12  | 112 | 18:08 | —7  |
| 25(木) | 大 | 0:45  | 403 | 12:26 | 340 | 6:55  | 106 | 18:53 | —1  |
| 26(金) | 中 | 1:28  | 398 | 13:14 | 338 | 7:39  | 102 | 19:39 | 14  |
| 27(土) | 中 | 2:12  | 386 | 14:06 | 331 | 8:24  | 100 | 20:26 | 38  |
| 28(日) | 中 | 2:57  | 369 | 15:01 | 320 | 9:11  | 101 | 21:16 | 69  |
| 29(月) | 小 | 3:44  | 348 | 16:05 | 307 | 10:02 | 103 | 22:12 | 103 |
| 30(火) | 小 | 4:35  | 327 | 17:18 | 298 | 11:00 | 104 | 13:17 | 135 |

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

## お忘れなく！児童手当現況届のご案内 ～提出は6月中に～

児童手当を受給されている方は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出していただく必要があります。

現況届は、毎年6月1日の受給者の方の状況を確認し、手当を引き続き受けることができるか認定するための大切な届出です。

6月初旬に住民課から専用の用紙をお送りしますので、必要な書類と併せてご提出ください。

(※現況届の提出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。)

### 【現況届に必要な添付書類】

#### ●受給者が被用者（サラリーマン等の厚生年金加入者）の場合

「健康保険被保険者証（受給者本人）の写し」又は「年金加入証明書」

#### ●他の市区町村から転入してきた方で、平成21年1月1日に上島町内に住所がなかった方

「児童手当用所得証明書」※前住所地の市区町村で交付を受けてください。

#### ●その他必要に応じて提出する書類

養育する児童と別居している場合には、「別居監護申立書」や「住民票謄本」が必要です。

詳しくは上島町役場各総合支所住民課までお問い合わせください。

弓削総合支所 TEL 77-2500

生名総合支所 TEL 76-3000

岩城総合支所 TEL 75-2500

魚島総合支所 TEL 78-0011

### 平成21年度の所得制限限度額

| 扶養親族等の数 | 児童手当<br>(国民年金加入、未加入の方) | 特例給付<br>(厚生年金等加入の方) |
|---------|------------------------|---------------------|
| 0人      | 460万円                  | 532万円               |
| 1人      | 498万円                  | 570万円               |
| 2人      | 536万円                  | 608万円               |
| 3人      | 574万円                  | 646万円               |
| 4人      | 612万円                  | 684万円               |
| 5人      | 650万円                  | 722万円               |

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある方についての限度額は、上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額です。

※扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額です。